

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成30年2月28日
【発行者の名称】	株式会社新東京グループ (Shintokyo Group Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 勝秀
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21
【電話番号】	047-383-7001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小野澤 歩
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviser代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社新東京グループ http://www.mr-shintokyo.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投

資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 平成27年 6月1日 至 平成27年 11月30日	自 平成28年 6月1日 至 平成28年 11月30日	自 平成29年 6月1日 至 平成29年 11月30日	自 平成27年 6月1日 至 平成28年 5月31日	自 平成28年 6月1日 至 平成29年 5月31日
売上高 (千円)	1,944,910	1,958,326	1,864,065	3,750,997	4,134,336
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△21,572	100,324	185,315	102,144	296,543
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	△97,522	87,328	129,869	△25,652	155,147
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△97,631	88,689	131,039	△24,300	155,910
資本金 (千円)	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600
発行済株式総数 (株)	4,960,000	4,960,000	4,960,000	4,960,000	4,960,000
純資産額 (千円)	646,618	808,638	1,006,899	719,949	875,859
総資産額 (千円)	3,732,284	3,565,004	3,365,901	3,413,016	3,411,765
1株当たり純資産額 (円)	130.37	160.03	203.00	145.15	176.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間(当期)純 損失(△) (円)	△19.66	17.61	26.18	△5.17	31.28
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.3	22.7	29.9	21.1	25.7
自己資本利益率 (%)	—	—	—	△3.5	19.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	△78.3	13.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	236,721	204,794	365,296	293,807	628,131
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,831	△8,693	19,784	△10,128	△13,476
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△226,029	△45,610	△125,468	△535,370	△191,765
現金及び現金同等物 の中間期末残高又は期末残高 (千円)	504,429	402,368	934,379	251,878	674,767
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	43 (0.0)	55 (0.0)	46 (0.0)	52 (0.0)	50 (0.0)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年11月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
環境プロデュース事業	18 (一)
メタルマテリアル事業	2 (一)
建設解体工事事業	13 (一)
新エネルギー事業	4 (一)
全社 (その他を含む共通)	9 (一)
合計	46 (一)

(注) 1. 従業員数は、就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年11月30日現在

従業員数 (人)	3 (一)
----------	-------

(注) 従業員数は、就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結中間会計期間(平成29年6月1日～平成29年11月30日)におけるわが国の経済は、政府による経済政策や金融緩和政策の継続によって、企業収益や設備投資に改善が見られており、緩やかな回復基調を継続しております。

一方、米国の政策動向や地政学的リスクの高まりなどが見られ、国内経済を下押しする懸念要因となっております。

このような経済状況の中、当社グループの主要顧客となる建設業界においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を睨んだ各種建設プロジェクトに伴う建設需要には明るさが見られるものの、有効求人倍率の上昇に伴い、慢性的な人手不足により依然として厳しい経営環境が継続しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,864,065千円(前年同期比4.8%減)、営業利益は203,504千円(前年同期比15.6%増)、経常利益は185,315千円(前年同期比84.7%増)、中間純利益は129,869千円(前年同期比48.7%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(環境プロデュース事業)

環境プロデュース事業につきましては、売上高は1,143,199千円(前年同期比12.5%増)となり、営業利益は231,369千円(前年同期比21.9%増)となりました。

(メタルマテリアル事業)

メタルマテリアル事業につきましては、売上高は414,231千円(前年同期比16.1%減)となり、営業利益は10,366千円(前年同期比32.7%減)となりました。

(建設解体工事事業)

建設解体工事事業につきましては、売上高は268,250千円(前年同期比21.5%減)となり、営業利益は49,965千円(前年同期比1.0%増)となりました。

(新エネルギー事業)

新エネルギー事業につきましては、売上高は22,518千円(前年同期比66.3%減)となり、営業損失は1,934千円(前年同期は1,317千円の営業利益)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ259,612千円増加し、934,379千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は365,296千円となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益189,015千円、減価償却費33,225千円、前渡金の減少額188,040千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、得られた資金は19,784千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出13,612千円等に対し、敷金・保証金の回収による収入30,018千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は125,468千円となりました。これは主として、短期・長期借入金収支の純減少額が60,000千円、社債の償還が30,000千円、ファイナンス・リース債務の返済による支出35,468千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループ及び連結子会社の生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、「(3) 販売実績」を参照ください。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績、建設解体工事の施工実績を意味しております。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(3) 販売実績

販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
環境プロデュース事業	1,143,199	12.5
メタルマテリアル事業	414,231	△16.1
建設解体工事事業	268,250	△21.5
新エネルギー事業	22,518	△66.3
その他	15,865	△60.1
合計	1,864,065	△4.8

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は平成29年8月31日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

なお、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象として継続企業の前提に関するリスクがあります。

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成24年5月15日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成24年5月15日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若

しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）

において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとは判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債の報告数値、報告期間における収益及び費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当中間連結会計期間の財政状態の分析

① 流動資産

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末から1,821千円減少し、1,987,640千円となりました。主な要因は、現金及び預金が259,612千円増加した一方、前渡金が193,592千円、受取手形及び売掛金が65,053千円減少したことによるものであります。

② 固定資産

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末から44,043千円減少し、1,378,260千円となりました。主な要因は、差入保証金が30,066千円、建物及び構築物（純額）が14,362千円減少したことによるものであります。

③ 流動負債

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末から78,793千円減少し、1,068,746千円となりました。主な要因は、未払法人税等が20,624千円増加した一方、未払金が37,636千円、1年内返済予定の社債が20,000千円、その他の負債が31,100千円減少したことによるものであります。

④ 固定負債

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末から98,111千円減少し、1,290,255千円となりました。主な要因は、長期借入金が60,000千円、リース債務が15,856千円、その他の長期負債が11,943千円減少したことによるものであります。

⑤ 純資産

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末から131,039千円増加し、1,006,899千円となりました。主な要因は、中間純利益129,869千円を計上したことによるものであります。

(3) 当中間連結会計期間の経営成績の分析

① 売上高、売上原価の分析

当中間連結会計期間の売上高は1,864,065千円（前年同期比4.8%減）、売上原価は1,471,433千円（前年同期比5.9%減）となり、その結果、売上総利益は392,632千円（前年同期比0.3%減）となりました。

売上総利益率につきましては、21.1%となりました。

② 販売費及び一般管理費、営業利益の分析

販売費及び一般管理費につきましては、189,127千円を計上いたしました。その結果、営業利益につきましては、203,504千円（前年同期比15.6%増）となりました。

営業利益率につきましては、10.9%となりました。

③ 営業外損益、経常利益の分析

営業外収益につきましては、売電収入2,901千円等により5,369千円を計上しました。また、営業外費用につきましては、支払利息18,009千円等により23,558千円を計上しました。

この結果、経常利益につきましては、185,315千円（前年同期比84.7%増）となりました。

経常利益率につきましては、9.9%となりました。

④ 特別項目、中間純利益の分析

特別利益及び特別損失につきましては、固定資産売却益3,700千円を計上しました。

この結果、中間純利益につきましては、129,869千円（前年同比48.7%増）となりました。
当期純利益率につきましては、7.0%となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

環境プロデュース事業において、(株)新東京開発白井工場における設備更新により 12,938 千円、(株)新東京トレーディングにおける工場新設準備（平成 29 年 12 月 18 日開設）に伴い 4,430 千円設備投資を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資の総額は 18,500 千円（うちリース資産 12,938 千円）となりました。

2【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、経常的な設備更新を除き、平成29年11月30日現在における設備の新設、除去の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株)(平成29年11月30日)	公表日現在発行数(株)(平成30年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	—	—

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年6月1日 (注1)	248,000	248,000	86,600	86,600	75,600	75,600
平成25年12月1日 (注2)	4,712,000	4,960,000	—	86,600	—	75,600

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 株式分割(1:20)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成29年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
吉野 勝秀	千葉県松戸市	3,958,000	79.80
株式会社 YOSHINO	千葉県松戸市八ヶ崎八丁目1番地の1 第6シントウキョウビル	142,000	2.86
本清鋼材株式会社	千葉県松戸市上本郷4564	104,000	2.10
渡部 和仁	群馬県高崎市	104,000	2.10
株式会社玉川工産	千葉県茂原市早野1071番地1	80,000	1.61
澤希運輸有限会社	群馬県高崎市金古町465番地1	70,000	1.41
モーシヨウ株式会社	東京都渋谷区桜丘町3-2-4	70,000	1.41
林 伸孝	埼玉県三郷市	40,000	0.81
渡部 潤也	東京都足立区	40,000	0.81
柏信コーポレーション 株式会社	茨城県守谷市けやき台2丁目1番地	34,000	0.69
渡邊 明週	千葉県松戸市	34,000	0.69
村山 安弘	埼玉県本庄市	34,000	0.69
渡邊 弘人	東京都文京区	34,000	0.69
若杉 秀代	滋賀県彦根市	34,000	0.69
計	—	4,778,000	96.33

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,960,000	49,600	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,960,000	—	—
総株主の議決権	—	49,600	—

(注) 単元株制度を導入しており、1単元の株式数は100株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 平成29年6月～11月については売買実績がありません。

3【役員の様況】

平成29年8月31日付発行者情報提出後、当発行者情報提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

4【関連当事者取引】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日まで）の中間連結財務諸表について、明誠有限責任監査法人の監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	808,767	1,068,379
受取手形及び売掛金	525,071	460,017
仕掛品	11,638	16,569
前渡金	562,410	368,817
未収入金	47,023	47,617
繰延税金資産	9,392	3,395
その他	33,435	29,485
貸倒引当金	△8,276	△6,641
流動資産合計	1,989,462	1,987,640
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	907,895	907,895
減価償却累計額	△374,512	△388,874
建物及び構築物(純額)	※1 533,382	※1 519,020
機械装置及び運搬具	214,837	215,749
減価償却累計額	△120,315	△123,759
機械装置及び運搬具(純額)	94,522	91,990
土地	※1 498,787	※1 498,787
リース資産	187,760	200,698
減価償却累計額	△80,094	△94,917
リース資産(純額)	107,665	105,781
その他	28,157	32,376
減価償却累計額	△26,417	△26,477
その他(純額)	1,739	5,899
有形固定資産合計	1,236,099	1,221,480

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
無形固定資産		
のれん	7,655	3,062
その他	1,068	943
無形固定資産合計	8,723	4,005
投資その他の資産		
投資有価証券	12,601	14,709
差入保証金	55,812	25,745
投資不動産	70,000	70,000
繰延税金資産	4,165	9,621
その他	61,339	59,136
貸倒引当金	△26,438	△26,438
投資その他の資産合計	177,480	152,774
固定資産合計	1,422,303	1,378,260
資産合計	3,411,765	3,365,901

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	281,902	284,869
短期借入金	※1,2 400,000	※1 400,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 120,000	※1 120,000
1年内償還予定の社債	40,000	20,000
リース債務	69,521	64,230
未払法人税等	38,875	59,499
未払金	95,476	57,839
前受金	16,675	8,318
その他	85,089	53,988
流動負債合計	1,147,539	1,068,746
固定負債		
社債	210,000	200,000
長期借入金	※1 1,000,000	※1 940,000
リース債務	120,894	105,038
繰延税金負債	311	—
その他	57,160	45,217
固定負債合計	1,388,366	1,290,255
負債合計	2,535,906	2,359,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	86,600	86,600
資本剰余金	75,600	75,600
利益剰余金	709,202	839,072
株主資本合計	871,402	1,001,272
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,456	5,626
その他の包括利益累計額合計	4,456	5,626
純資産合計	875,859	1,006,899
負債純資産合計	3,411,765	3,365,901

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 6 月 1 日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 6 月 1 日 至 平成29年11月30日)
売上高	1,958,326	1,864,065
売上原価	1,564,382	1,471,433
売上総利益	393,944	392,632
販売費及び一般管理費	※ 217,830	※ 189,127
営業利益	176,113	203,504
営業外収益		
受取利息	9	10
受取配当金	144	189
安全協力収受金	528	110
売電収入	90	2,901
受取損害賠償金	—	1,691
その他	586	465
営業外収益合計	1,359	5,369
営業外費用		
支払利息	22,113	18,009
社債利息	1,205	540
支払手数料	53,583	392
その他	245	4,615
営業外費用合計	77,148	23,558
経常利益	100,324	185,315
特別利益		
固定資産売却益	—	3,700
特別利益合計	—	3,700
税金等調整前中間純利益	100,324	189,015
法人税、住民税及び事業税	13,689	59,531
法人税等調整額	△693	△385
法人税等合計	12,996	59,146
中間純利益	87,328	129,869
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	87,328	129,869

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)
中間純利益	87,328	129,869
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,360	1,170
その他の包括利益合計	1,360	1,170
中間包括利益	88,689	131,039
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	88,689	131,039
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	554,055	716,255
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			87,328	87,328
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	87,328	87,328
当中間期末残高	86,600	75,600	641,383	803,583

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計合計額	
当期首残高	3,693	3,693	719,949
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			87,328
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,360	1,360	1,360
当中間期変動額合計	1,360	1,360	88,689
当中間期末残高	5,054	5,054	808,638

当中間連結会計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	709,202	871,402
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			129,869	129,869
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	129,869	129,869
当中間期末残高	86,600	75,600	839,072	1,001,272

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計合計額	
当期首残高	4,456	4,456	875,859
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			129,869
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,170	1,170	1,170
当中間期変動額合計	1,170	1,170	131,039
当中間期末残高	5,626	5,626	1,006,899

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	100,324	189,015
減価償却費	31,784	33,225
支払利息及び社債利息	23,319	18,549
売上債権の増減額 (△は増加)	4,775	65,053
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△21,974	△4,930
前渡金の増減額 (△は増加)	32,821	188,040
仕入債務の増減額 (△は減少)	62,580	2,967
その他流動資産の増減額 (△は増加)	17,754	10,349
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△4,755	△79,735
その他	20,445	△1,189
小計	267,076	421,346
利息の支払額	△23,379	△17,342
法人税等の支払額	△39,059	△38,906
その他	154	199
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,794	365,296
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形・無形固定資産の取得による支出	△5,280	△13,612
敷金・差入保証金の回収による収入	—	30,018
その他	△3,412	3,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,693	19,784
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400,000	100,000
短期借入金の返済による支出	△608,551	△100,000
長期借入れによる収入	1,230,000	—
長期借入金の返済による支出	△998,140	△60,000
社債の償還による支出	△30,000	△30,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△38,918	△35,468
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,610	△125,468
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	150,490	259,612
現金及び現金同等物の期首残高	251,878	674,767
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 402,368	※ 934,379

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社新東京開発

株式会社エコロジスタ

株式会社新東京トレーディング

株式会社新東京エナジー

(2) 非連結子会社の名称

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により
算定）

b. 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に
より算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成
28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～40年

機械装置及び運搬具 2～17年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法（ただし、のれんについては5年間の均等償却）
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - ④ 長期前払費用
均等償却によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保設定状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
建物及び構築物	505,130千円	491,410千円
土地	495,798	495,798
計	1,000,929	987,208

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
短期借入金	400,000千円	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	120,000	120,000
長期借入金	1,000,000	940,000
計	1,520,000	1,460,000

2 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	400,000	400,000
差引額	—	—

3 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
	1,311千円	912千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)
役員報酬	42,601千円	43,615千円
給与手当	41,830	42,143
管理諸費	34,045	42,427
貸倒引当金繰入額	21,805	△1,635

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期 間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期 間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 6月 1日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 6月 1日 至 平成29年11月30日)
現金及び預金勘定	536,368千円	1,068,379千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△134,000	△134,000
現金及び現金同等物	402,368	934,379

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、中間処理工場用設備 (機械及び装置) であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
1年内	3,416	2,090
1年超	1,638	655
合計	5,054	2,745

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達には、資金計画に照らして、事業に必要な資金を主に銀行借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金、社債、リース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらの一部は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは各社が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 3をご参照ください）。

前連結会計年度（平成29年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	808,767	808,767	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	516,794	516,794	—
(3) 未収入金	47,023	47,023	—
(4) 投資有価証券	12,601	12,601	—
資産計	1,385,186	1,385,186	—
(1) 支払手形及び買掛金	281,902	281,902	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	95,476	95,476	—
(4) 社債（1年内含む）	250,000	251,153	1,153
(5) 長期借入金（1年内含む）	1,120,000	1,126,108	6,108
(6) リース債務（1年内含む）	190,415	190,415	—
負債計	2,337,794	2,345,056	7,262

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

当中間連結会計期間（平成29年11月30日）

	中間連結貸借対 照表計上額 (千 円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,068,379	1,068,379	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	453,376	453,376	—
(3) 未収入金	47,617	47,617	—
(4) 投資有価証券	14,709	14,709	—
資産計	1,584,082	1,584,082	—
(1) 支払手形及び買掛金	284,869	284,869	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	57,839	57,839	—
(4) 社債（1年内含む）	220,000	221,026	1,026
(5) 長期借入金（1年内含む）	1,060,000	1,066,531	6,531
(6) リース債務（1年内含む）	169,268	169,268	—
負債計	2,191,977	2,199,535	7,558

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金（1年内含む）、(6)リース債務（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
差入保証金(※)	55,812	25,475

※差入保証金は、償還予定が合理的に見積れないもの、または将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
現金及び預金	808,767	—	—	—
受取手形及び売掛金	525,071	—	—	—
合計	1,333,838	—	—	—

当中間連結会計期間（平成29年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
現金及び預金	1,068,379	—	—	—
受取手形及び売掛金	460,017	—	—	—
合計	1,528,397	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの
前連結会計年度 (平成29年5月31日)

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,799	12,601	6,802
合計		5,799	12,601	6,802

当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	6,121	14,709	8,587
合計		6,121	14,709	8,587

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容
時価評価されていない有価証券は、ありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、サービスの性質及びサービスの提供方法を考慮して分類し、「環境プロデュース事業」、「メタルマテリアル事業」、「建設解体工事事業」、「新エネルギー事業」の4つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「環境プロデュース事業」は主に、廃棄物の収集運搬・中間処理から徹底した再資源化を図り、事業者における廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する総合的な提案等を行っております。

「メタルマテリアル事業」は主に、解体発生屑、工場発生屑、市中老廃屑など鉄製品の主原料となる鉄スクラップを仕入れ、商社を通じて高炉、電炉メーカーへ安定供給しております。また、国内で発生したアルミ屑、ステンレス屑、銅屑などの非鉄スクラップは取引先を經由し国内販売あるいは海外へ輸出しております。

「建設解体工事事業」は主に、木造建築物やビル・マンションなどの建築物の解体工事等を行っております。

「新エネルギー事業」は主に、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの電気設備企画、設計、施工、販売、発電事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースであります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	環境プロデュース事業	メタルマテリアル事業	建設解体工事事業	新エネルギー事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,016,268	493,677	341,690	66,914	1,918,551
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,016,268	493,677	341,690	66,914	1,918,551
セグメント利益又は損失（△）	189,734	15,400	49,494	1,317	255,946
セグメント資産	2,503,635	63,724	215,729	36,702	2,819,791
その他の項目					
減価償却費	25,968	194	4,872	—	31,035
のれんの償却額	—	4,593	—	—	4,593
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	35,769	18,805	1,207	—	55,783
	その他	調整額	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	39,775	—	1,958,326		
セグメント間の内部売上高又は振替高	85,920	△85,920	—		
計	125,695	△85,920	1,958,326		
セグメント利益又は損失（△）	6,087	△85,920	176,113		
セグメント資産	96,817	648,394	3,565,004		
その他の項目					
減価償却費	277	—	31,312		
のれんの償却額	—	—	4,593		
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	163	—	55,946		

（注）1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業及び戦略投資事業を含んでおります。

2. セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

3. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				計
	環境プロデュース事業	メタルマテリアル事業	建設解体工事事業	新エネルギー事業	
売上高					
外部顧客への売上高	1,143,199	414,231	268,250	22,518	1,848,200
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,143,199	414,231	268,250	22,518	1,848,200
セグメント利益又は損失（△）	231,369	10,366	49,965	△1,934	289,767
セグメント資産	1,965,141	103,050	75,170	—	2,143,362
その他の項目					
減価償却費	26,232	359	4,793	—	31,385
のれんの償却額	—	4,593	—	—	4,593
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	13,807	4,430	—	—	18,238
	その他	調整額	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,865	—	1,864,065		
セグメント間の内部売上高又は振替高	115,320	△115,320	—		
計	131,185	△115,320	1,864,065		
セグメント利益又は損失（△）	29,057	△115,320	203,504		
セグメント資産	74,717	1,147,820	3,365,901		
その他の項目					
減価償却費	465	—	31,851		
のれんの償却額	—	—	4,593		
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	262	—	18,500		

（注） 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業及び戦略投資事業を含んでおります。

2. セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

3. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,918,551	1,848,200
「その他」の区分の売上高	125,695	131,185
セグメント間取引消去	△85,920	△115,320
中間連結財務諸表の売上高	1,958,326	1,864,065

（単位：千円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	255,946	289,767
「その他」の区分の利益	6,087	29,057
セグメント間取引消去	△85,920	△115,320
中間連結財務諸表の営業利益	176,113	203,504

（単位：千円）

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	2,819,791	2,143,362
「その他」の区分の資産	96,817	74,717
全社資産	648,394	1,147,820
中間連結財務諸表の資産合計	3,565,004	3,365,901

（注）全社資産は、主に余資運用資金であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	環境プロデュース事業	メタルマテリアル事業	建設解体工事事業	新エネルギー事業	計
当中間期償却額	—	4,593	—	—	4,593
当中間期期末残高	—	12,249	—	—	12,249
	その他	全社	合計		
当中間期償却額	—	—	4,593		
当中間期期末残高	—	—	12,249		

当中間連結会計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	環境プロデュース事業	メタルマテリアル事業	建設解体工事事業	新エネルギー事業	計
当中間期償却額	—	4,593	—	—	4,593
当中間期期末残高	—	3,062	—	—	3,062
	その他	全社	合計		
当中間期償却額	—	—	4,593		
当中間期期末残高	—	—	3,062		

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年11月30日)
1株当たり純資産額	176円58銭	203円00銭

1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)
1株当たり中間純利益金額	17円61銭	26円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (千円)	87,328	129,869
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	87,328	129,869
普通株式の期中平均株式数(株)	4,960,000	4,960,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年2月27日

株式会社新東京グループ

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和 輝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 隆 伸 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新東京グループの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

る。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新東京グループ及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。